

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

平成27年度 第3回会議

配付資料

(平成27年11月10日)

- 「子どもにやさしいまちづくり部会」の設置について --- 1
 - 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童福祉施設等認可部会の開催状況について ----- 3
 - 義務教育就学児医療費助成制度（ \oplus 医療証）の
拡充について ----- 5
 - 平成28年度子ども・子育て関連予算の
要求の状況について ----- 11
 - 「子育て世代包括支援センター」と
利用者支援事業等の関係等について ----- 13
 - 「地方自治と子ども政策」
全国自治体シンポジウム2015について ----- 23
 - 平成26年東京都人口動態統計年報(確定数)のあらまし -- 39
- 別添
- 八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - 講演案内 カリスマ園長から聞く「可能性を引き出す子育てのヒント」

「子どもにやさしいまちづくり部会」の設置について（報告）

1 「子どもにやさしいまちづくり部会」の設置について

重点施策である、計画推進への子どもの主体的な関わりや、子どもの生きる力の育みについて、重点的に提案・意見をいただくことで、「子どもにやさしいまちづくり」の積極的な推進を図るため、平成 27 年 7 月 21 日社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、「子どもにやさしいまちづくり部会」を設置した。

2 主な審議内容

- ・子どもの意見表明
- ・子どもの外遊び場づくり
- ・子どもの貧困対策
- ・子ども条例の検討
- ほか

3 委員構成（8名・五十音順）

荒井 容子	石田 健太郎	井上 仁（部会長）	岡崎 理香
後藤 高浩	立石 晴美	田中 伸幸	中込 順子（副部会長）

4 開催状況

第1回 平成 27 年 10 月 5 日（月）

- ・部会長・副部会長の選任
- ・子どもにやさしいまちづくりについて

第2回 平成 27 年 11 月 10 日（火）

5 「子どもにやさしいまち」概念図



八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
児童福祉施設等認可部会の開催状況について（報告）

○第1回会議（平成27年7月21日開催）

1 認可保育所等計画承認に係る意見聴取について

児童福祉法第35条第7項の規定に基づき、意見聴取を行うもの。

(1) (仮称) 敬愛ラ・ページュ保育園

ア 設置者 社会福祉法人 敬愛学園

イ 所在地 八王子市散田町4丁目313番1

(2) (仮称) テクノすくすく保育所

ア 設置者 株式会社 日本テクノス

イ 所在地 八王子市打越町2002番地7

2 国庫補助事業に係る審査について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、審査を行うもの。

(1) (仮称) 敬愛ラ・ページュ保育園

同上

(2) 八王子ひまわり保育園

ア 設置者 社会福祉法人 竜光会

イ 所在地 八王子市館町1629番地

(3) からまつ保育園

ア 設置者 社会福祉法人 東京玉葉会

イ 所在地 八王子市川口町1543番地

(4) みころん保育園分園

ア 設置者 学校法人 松徳学園

イ 所在地 八王子市初沢町1348番地エクセルコート谷合

○第2回会議（平成27年8月28日開催）

- 1 「八王子市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び
地方裁量型認定こども園の認定の要件に関する条例設定について」
条例案について意見聴取を行った。

2 報告事項

(1) 「家庭的保育者（保育ママ）」の募集について

(2) 京王キッズプラッツ南大沢の定員変更について

義務教育就学児医療費助成制度（㊦医療証）の拡充について

1. 八王子市の子ども医療費助成制度の概要

(1) 乳幼児医療費助成制度（㊧医療証）

対 象：市内居住の就学前児童（6歳年度末まで）

助成内容：医療保険給付の自己負担分全額（入院時の食事療養費を除く。）

所得制限：なし

(2) 義務教育就学児医療費助成制度（㊦医療証）

対 象：市内居住の小・中学生（15歳年度末まで）

助成内容：①入院・調剤 医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く。）

②通院 医

療保険給付の上限1回200円を除いた自己負担分

所得制限：児童手当に準拠した所得制限あり

2. 他自治体の所得制限及び助成内容の状況

医療費助成制度は、各区市町村の条例により制定されている。東京都内の自治体は東京都の助成要綱に沿った基準で制度設計をしているが、23区は全区が所得制限・自己負担額無し、多摩地区では26市中の2市が所得制限・窓口負担無し、4市が所得制限無しに制度を拡大している。（資料参照）

各道府県の自治体では、対象年齢、所得制限の有無及び制限額、自己負担額などは大きく異なる状況となっている。

3. 義務教育就学児医療費助成制度の拡充に関する検討経過

平成27年5月 アクションプラン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に計上要求

6月 第2回市議会定例会一般質問

8月 公明党及び共産党から緊急要望書

アクションプラン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略査定

9月 第3回市議会定例会一般質問

医師会小児科部会

11月 アクションプラン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略公表

4. 義務教育就学児医療費助成制度の拡充案の内容

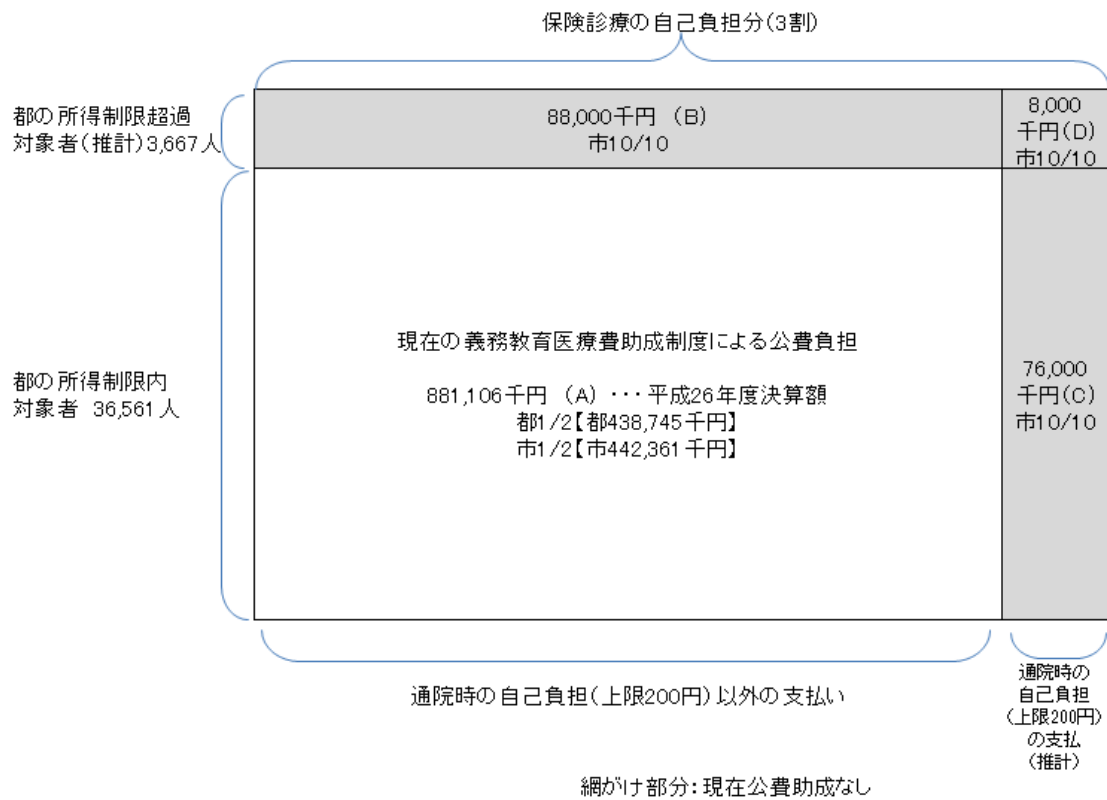
第3次八王子市子ども育成計画の基本理念である「子どもにやさしいまち」「子育てしやすいまち」の実現のため、義務教育就学児医療費助成制度における所得制限を撤廃し、全ての子育て世帯に対し医療費助成を実施することにより、子育てにおける経済的負担の更なる軽減を図る。

(1) 該当児童数見込 3,667人（平成26年度決算額を基に推計）

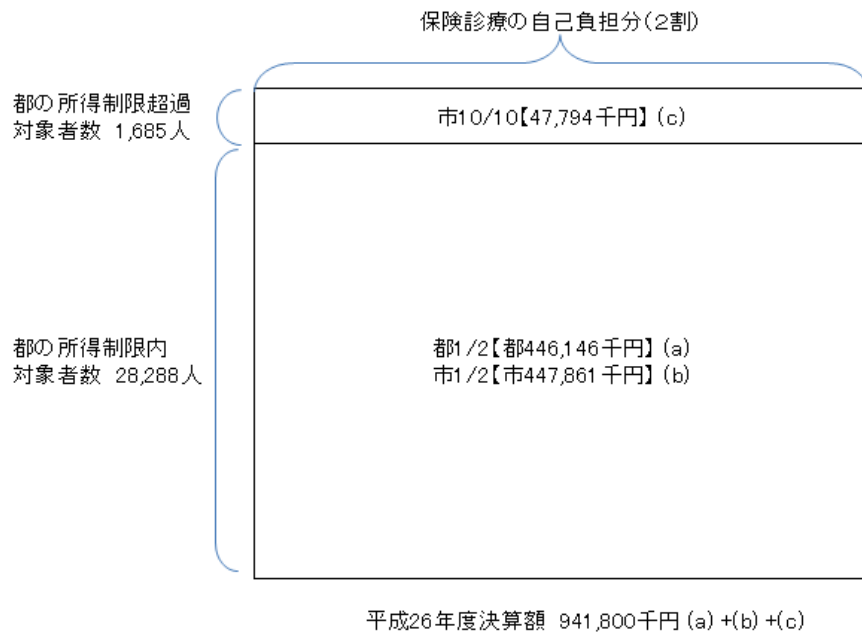
(2) 一般財源負担増 88,000千円（平成26年度決算額を基に推計）

(3) 条例改正案 別紙のとおり

(4) 実施時期 平成28年7月1日



(参考)乳幼児医療費助成制度



5. 今後のスケジュール

- 平成 27 年 12 月 条例改正案議会審議
東京都へ通知
- 平成 28 年 1 月 八王子市医師会小児科部会
1 月～6 月 国保連等システム改修、
手続勧奨、周知活動
- 6 月 医療証追加交付
- 7 月 医療助成開始 (所得制限撤廃実施)

新旧対照表

○八王子市義務教育就学児医療費助成条例

新	旧
<p>八王子市義務教育就学児医療費助成条例 平成19年3月28日 条例第23号</p> <p>改正 平成20年12月5日条例第38号 平成21年6月24日条例第25号 平成24年3月1日条例第2号 平成24年6月14日条例第30号 平成26年3月27日条例第10号 平成26年9月12日条例第25号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 保護者 現に監護する児童と生計を同じくする親権者、未成年後見人又はこれに準ずる者で、主として生計を維持するものをいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>第4条 削除</u></p>	<p>八王子市義務教育就学児医療費助成条例 平成19年3月28日 条例第23号</p> <p>改正 平成20年12月5日条例第38号 平成21年6月24日条例第25号 平成24年3月1日条例第2号 平成24年6月14日条例第30号 平成26年3月27日条例第10号 平成26年9月12日条例第25号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 保護者 次のいずれかに掲げる者をいう。</u></p> <p><u>ア 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</u></p> <p><u>イ 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(所得の制限)</u></p> <p><u>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の保護者の前年の所得（1月から9</u></p>

新	旧
<p>附 則（平成26年 9 月12日 条例第25号） この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成 年 月 日 条例第 号）</u></p> <p><u>1 この条例は、平成28年 7 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の八王子市義務教育就学児医療費助成条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この条例の規定による申請の受付その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</u></p>	<p><u>月までの分の医療費の助成については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない児童で当該保護者が前年の12月31日（1月から9月までの分の医療費の助成については、前前年の12月31日とする。）において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月 1 日から 1 年間は対象者としな</u>い。</p> <p><u>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、市規則で定める。</u></p> <p>附 則（平成26年 9 月12日 条例第25号） この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。</p>

義務教育就学児医療費助成事業実施状況一覧表（平成27年10月1日現在）

【義務教育就学児医療費助成事業実施要綱に定める内容（都基準）】

(1) 所得制限

国の児童手当制度準拠

(2) 助成範囲（平成21年10月 制度改正）

- ・入院 医療保険の自己負担額（3割）を助成する。
- ・通院 医療保険の自己負担額（3割）から一部負担金（1回200円上限）を控除した額を助成する。
- ・入院時の食事療養標準負担額は助成しない。

【特別区】

	所得制限			助成内容		食事療養標準負担額助成	
	あり	一部あり	なし	全額	入院：全額 通院：1回200円	あり	なし
千代田区			○	○			○
中央区			○	○		○	
港区			○	○		○	
新宿区			○	○		○	
文京区			○	○			○
台東区			○	○		○	
墨田区			○	○			○
江東区			○	○			○
品川区			○	○		○	
目黒区			○	○		○	
大田区			○	○		○	
世田谷区			○	○		○	
渋谷区			○	○		○	
中野区			○	○			○
杉並区			○	○			○
豊島区			○	○			○
北区			○	○			○
荒川区			○	○			○
板橋区			○	○			○
練馬区			○	○		○	
足立区			○	○			○
葛飾区			○	○			○
江戸川区			○	○		○	
特別区計	0	0	23	23	0	11	12

【市町村】

	所得制限			助成内容		食事療養標準負担額助成	
	あり	一部あり	なし	全額	入院：全額 通院：1回200円	あり	なし
八王子市	○				○		○
立川市	○				○		○
武蔵野市			○	○			○
三鷹市	○				○		○
青梅市			○		○		○
府中市			○	○			○
昭島市	○				○		○
調布市	○				○		○
町田市	○				○		○
小金井市	○				○		○
小平市	○				○		○
日野市	○				○		○
東村山市	○				○		○
国分寺市	○				○		○
国立市		○*			○	○	
福生市			○		○		○
狛江市	○				○		○
東大和市	○				○		○
清瀬市	○				○		○
東久留米市	○				○		○
武蔵村山市	○				○		○
多摩市	○				○		○
稲城市	○				○		○
羽村市			○		○		○
あきる野市	○				○		○
西東京市			○		○		○
瑞穂町	○				○		○
日の出町			○	○			○
檜原村			○	○			○
奥多摩町			○	○			○
大島町			○	○			○
利島村			○	○		○	
新島村			○	○			○
神津島村	○			○			○
三宅村	○			○			○
御蔵島村			○	○			○
八丈町	○			○			○
青ヶ島村	○				○		○
小笠原村	○				○		○
市町村計	25	1	13	12	27	2	37
区市町村計	25	1	36	35	27	14	48

※国立市の所得制限 小学校3年生までは所得制限なし

平成 28 年度子ども・子育て関連予算の要求の状況について

◎28 年度予算要求の特徴

新たな子ども育成計画の着実な推進や、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るとともに、まち・ひと・しごと総合戦略を踏まえ、より一層「子育てしやすいまちづくり」を推進するための予算編成を行う。

◎重点項目

1. 待機児童解消

○民間保育所施設整備促進【充実】

新設 2 園 増改築等 4 園 3 歳未満児定員増 109 人

○事業所内保育施設整備促進【充実】

新設 3 園 3 歳未満児定員増 36 人

○家庭的保育運営【充実】

事業者数 17→19（新規：3／廃止：1） 定員 57 人→66 人（9 人増）

平成 28 年度保育施設定員増 154 人（H27.4.1 現在 待機児童数 144 人）

○学童保育所施設整備【充実】

施設整備 3 施設 定員増 170 人程度

平成 28 年度学童保育所定員増 約 170 人（H27.4.1 現在 待機児童数 327 人）

2. 子育て家庭への経済的支援の充実

○義務教育就学児医療費助成事業【充実】

平成 28 年 7 月より所得制限を撤廃し、医療費助成の対象児童を拡大することで、子育て家庭の経済的な負担軽減を図る。

対象人数（小・中学生）36,382 人→40,031 人（3,649 人増）

3. ひとり親家庭への支援の充実

○ひとり親家庭学習支援【新規】

ひとり親家庭の子どもの学習を支援するため、進学相談を受けることのできる大学生等を家庭に派遣し、学習意欲の向上や進学を支援する。

対象者 中学 3 年生（定員 30 名）

○ひとり親家庭の子どもの生活力向上【新規】

ひとり親家庭の子どもを対象に、社会性や学習意欲の向上を図るための体験事業や学習支援、食育等を行う。

対象者 小学5・6年生

○ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業・母子家庭等自立支援給付金【充実】

婚姻歴のないひとり親家庭の経済的負担を軽減し、自立を支援するため、寡婦（夫）控除みなし適用の対象事業を拡大する。

4. 多様な保育の充実

○ファミリー・サポート・センター事業【充実】

本庁から子ども家庭支援センターに移管し、平日夜間（19時まで）及び土曜日を開所するとともに、利用対象者を小学校4年生から6年生まで拡大し、利便性の向上を図る。

5. 生きる力の育成

○赤ちゃんふれあい事業【新規】

中学生が赤ちゃんやその家族とのふれあいを通して、いのちの尊さや家族の絆の大切さを考え、次代の親を育む取り組みを推進する。

初年度10校で実施

6. 妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制の充実

○妊婦健康診査等【充実】

28年度から、妊婦健診にHIV抗体検査と子宮頸がん検診を追加する。

また、妊娠届時の面接及び妊娠、出産、子育ての不安に対する相談支援体制の充実を図る。

7. 保育の質の向上

○民間保育所運営

子ども・子育て支援法に基づき、民間保育所、認定こども園及び施設型に移行した幼稚園に対し、公定価格等を運営費として支給し、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援に係る必要なサービスを提供する。また、保育士の確保を図るため国補助を活用した保育士宿舍借り上げ支援事業を実施する。